

子育て支援特別委員会 調査報告書のまとめ（正副委員長案）

人口減少が本市の大きな課題となっている中、課題解消の一助となるよう、子育てしやすい環境を整え、子育て世帯に選ばれ、子育てしたくなるまちを目指すための施策の推進に寄与するため、本市が実施している子育て支援の現状を把握し、子育て世帯の満足度を向上させるための諸方策について鋭意検討を行った。

以下、調査の過程で出された主な意見、要望を付して、本委員会のまとめとする。

1 妊産婦への支援について

(1) 子育て支援アンケートによる市民ニーズ

令和4年度に就学前児童及び小学生の保護者を対象にアンケートを実施し、就学前児童の保護者1,015人、小学生の保護者1,287人の計2,302人から回答が得られた。

まず、「長崎は「子育てしやすいまち」だと思いますか？」の問いに対しては、「そう思う」・「どちらかというと思う」と答えた人の割合は40%を下回っており、長崎市第五次総合計画の基本施策の成果指標に掲げた「子育てしやすいまちと思う割合」の令和7年度の目標値60%には程遠く、基準値の令和2年度の50.4%からも下降した結果となった。

次に、「今後、一番求めている支援は何ですか？」の問いに対して、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やす」や「手当などの給付による経済的支援を充実する」といった回答が多い結果となった。また、妊産婦の時期特有の意見としては、ベビーカーが通りづらい道路が多いことや電車やバスに乗せづらいこと、子ども用品の取扱店が少ないことに関する意見のほか、産前産後支援（産後ケア、家事支援、助成など）の充実やおむつ代・ミルク代への支援を要望する声があった。

(2) 第五次総合計画に掲げる妊産婦への支援の取組

基本施策に「子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます」を掲げ、2025（令和7）年度に目指す姿を「子育て家庭がまち全体に支えられ、安心して子育てができている。」としている。

ア 個別施策F4-2 母と子の健康を支援します

成果指標は、妊婦の健康相談対応件数で、令和7年度の目標値を2,919件としているが、令和4年度の実績値は2,918件であった。

(ア) 取組方針① 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

子育て世代包括支援センターについて分かりやすく周知するとともに、子育て家庭のニーズに応じた相談や支援体制の充実を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うとともに、まち全体で子育て家庭を支えるため、地域の団体や関係機関との連携強化及びネットワークづくりを推進することとしている。

a 令和4年度の成果

令和5年1月から母子健康手帳交付時の妊婦全数面接を開始し、妊婦とその

家庭の現状を早期に把握し、継続した支援を行う体制を整えた。また、妊産婦への寄り添い支援のための伴走型相談支援と経済的支援の一体的な取組も開始した。さらに、子育てワンストップとして、妊産婦など母子保健に関する相談窓口と子育て支援の窓口を統合した「こども・子育てイーカオ相談」において、保健師等の専門職があらゆる相談に対応し、必要な支援につなげることで、子育て家庭等の不安軽減を図った。支援が必要な母子に対しては、産科医療機関等で産後ケア事業を実施し、産婦の心身の負担や子育てに対する不安の軽減が図られた。

b 問題点

特定妊婦など継続支援が必要な場合は、電話や訪問により支援を行っているが、より丁寧な支援が必要となっている。また、産後ケア事業については訪問型の要望があつているとともに、一般世帯については利用者負担額が生じることや、里帰りした産婦は利用の対象とならないことから、希望する全ての産婦が必ずしも利用につながっている状況ではない。

c 今後の取組方針

伴走型相談支援において、母子健康手帳交付時に加え、妊娠後期にアンケートを送付し、希望者や支援が必要な方に面談対応するとともに、出産後にも全ての子育て家庭と面談し、支援につなげるなど、継続した寄り添い型の支援を行う。また、産後ケア事業においては訪問型の開始など事業を拡充し、利用しやすい環境を整えることで産婦の心身の負担や育児不安を軽減していく。

d 令和5年度の主な事業

伴走型相談支援では、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信を行い必要な支援へとつなぎ、経済的支援では、妊娠届出時及び出生届出後に面談を行った後、出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、合計10万円を給付するなど、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行っている。

また、産後ケア事業においては、訪問型の開始や、一般世帯への減免、里帰りした妊婦への償還払い等を開始し、利用しやすい環境を整えた。

(イ) 取組方針② 子どもの健やかな成長への支援

乳幼児健康診査において、未受診者対策を図りながら、乳幼児の発育・発達や疾病の早期発見を行うとともに保護者等に対して相談や指導を実施することとしている。

a 令和4年度の成果

知識習得や仲間づくりを目的として行う育児学級等の各種教室において、参加者のニーズに応じ実施回数を増やし、子育てに対する不安の軽減につなげた。また、妊娠、出産及び乳幼児期における親子の口腔疾患を予防するため、歯科保健指導及び歯科医院への受診支援を実施することで、虫歯のない3歳児の増加につなげた。

b 今後の取組方針

各種教室については、事業の効果、保護者のニーズ等を踏まえ、効果的な事業の在り方を検討するとともに、周知啓発を継続する。また、妊産婦歯科健診の対象者として、パートナーも追加し、親子の口腔の健康の保持・増進を図る。

イ 個別施策 F 4-3 子育て支援の充実を図ります

成果指標は、子育てに不安や負担を感じる割合、子育て支援センターの延利用者数、お遊び教室の参加者数とし、子育て支援センターの延利用者数及びお遊び教室の参加者数は、令和7年度の目標値に向けて順調に伸びている。

(ア) 取組方針① 地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組の推進

地域や商店街、職場など、どこにいても子育てを応援してもらえるような「場所の切れ目のない支援」を充実させ、まち全体で子育て家庭を応援する仕組みをつくることとしている。

a 令和4年度の成果

子育て家庭が子連れで外出する際の負担軽減のため、授乳室やおむつ替えスペースを無料開放する認定施設「赤ちゃんの駅」をホームページで紹介するとともに、新たに11施設を認定したことで、子育てしやすいまちづくりの推進につながった。

b 令和5年度の主な事業

子育て応援の取組が十分でないと考えているため、「イーカオサポーター」制度を創設し、民間団体等の子育て支援の取組を促すとともに、その情報を市が一元的に発信することで、子育て家庭等に情報が行き渡り、外出の機会を増加させ、子育てに係る精神的負担の軽減を図る。

(イ) 取組方針② 子育てに関する相談支援体制の充実

研修や人事交流等により職員のスキルアップを図るとともに、関係機関と連携しながら相談支援体制の充実を図ることとしている。

a 令和4年度の成果

「こども・子育てイーカオ相談」における保健師等専門職の相談対応等により、子育て家庭等の不安軽減を図った。

b 問題点

就労する保護者は市役所の開庁時間内の相談が難しいこと、子ども本人からの相談が少ないことが挙げられる。また、SNSやチャットによる相談ニーズがあるため、いつでも気軽に相談できるツールが不足している。

c 令和5年度の主な事業

子育て世代包括支援センターにおいて、子育て家庭や子どもが慣れ親しんだツールでいつでも気軽に相談しやすいLINE相談を導入する。

(ウ) **取組方針③ 子育てに関する情報の収集・発信の充実**

子育て家庭が必要としている情報を正確にわかりやすく伝えるため、積極的な情報収集と効果的な情報発信に取り組むこととしている。

a 令和4年度の成果

子育て応援情報サイト「イーカオ」の情報を随時更新し、併せて長崎市公式LINEアカウントによる情報発信を行った。

b 問題点

イーカオが分かりにくい、使いにくいといった意見があり、子育て家庭が知りたい情報をうまく得られていない状況などがある。

c 令和5年度の主な事業

利用者の視点から、イーカオの情報発信における課題について意見を聞く仕組みをつくり、ホームページのリニューアルも視野に検討していく。また、子育て時期に応じた必要な情報をプッシュ通知で受け取ることができるように、子育て応援アプリを導入し、子育て家庭の負担軽減を図る。

(エ) **取組方針⑥ 子育てを通じた仲間づくりの推進**

子育て家庭が集える場所を提供するため、子育て家庭が地域で気軽に交流・相談できる場の利用促進を図ることとしている。

a 令和4年度の成果

乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流、育児相談を目的としたお遊び教室について、地域の身近な場所で開催し、参加者数も前年度より増加したことから、子育て家庭の不安軽減につながった。

b 今後の取組方針

お遊び教室に、父親も含めて広く参加してもらえるよう効果的な広報を行うとともに、参加者のニーズに合わせた内容についても検討していく。

以上を踏まえ、妊産婦への支援について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 望まない妊娠や劣悪な家庭環境などで、将来、虐待やネグレクトにつながるおそれがある妊婦を見逃さないという決意の下に丁寧な対応を行ってほしい。
- 妊娠の継続に悩む女性の相談窓口の周知を図り、行政として寄り添うような支援を今後も続けてほしい。
- 子育て支援センターの相談機能を高めるため、人件費の補助の見直しや相談ができるスペースの確保に取り組んでほしい。
- 利用が少ない子育て支援センターについては、市の公共施設のマネジメント計画の中で複合的な施設に移転するなど、様々な方策を考えながら再配置をしてほしい。
- 不妊治療についての専用の窓口を設置し、精神的にも経済的にも、本市としてできる支援を検討してほしい。

- こどもセンターの設置の検討に当たっては、児童相談所の機能を備えることについて検討してほしい。
- 男性の育児参加には、民間事業所の協力が必要であるため、事業所に対しても積極的に子育てに関するアプローチをしてほしい。
- 家庭によって抱えている課題は異なることから、母子に徹底的に寄り添う姿勢で対応することは市としての大きな強みであるため、長崎市で子育てする意味が大きくなるよう、その姿勢を磨いていってほしい。

2 乳幼児への支援について

(1) 子育て支援アンケートによる市民ニーズ

令和4年度に実施したアンケートでは、乳幼児への支援について、病児・病後児保育施設の増設や延長保育・一時預かり保育の充実を希望するものや、保育料が高いなどの意見があった。

(2) 第五次総合計画に掲げる乳幼児への支援の取組

ア 個別施策 F 4-2 母と子の健康を支援します

乳幼児への支援に関する成果指標は、4か月児健康診査の受診率で、令和7年度の目標値は99%、令和4年度の実績値は98.6%であった。

(ア) 取組方針① 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

a 令和5年度の主な事業

子育て世帯訪問支援事業により、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施する。

(イ) 取組方針② 子どもの健やかな成長への支援

a 令和4年度の成果

乳幼児の成長・発育状況を確認することで様々な問題を発見し、治療につなげるため、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に集団健診を、7か月児、10か月児を対象に個別健診等を実施し、受診率は高い水準を維持している。

b 今後の取組方針

健診の未受診者に対しては、引き続き保護者の状況確認や受診勧奨を行い、その中で特に支援が必要な母子の状況把握に努め、医療機関等関係機関と連携し、必要な支援へとつなげていく。

イ 個別施策 F 4-3 子育て支援の充実を図ります

(ア) 取組方針② 子育てに関する相談支援体制の充実

a 令和4年度の成果

子育て支援センターを新たに山里地区に開設したことにより、当該区域の利用者が身近な場所で気軽に利用できるようになり、子育て中の親の孤独感や不安感を軽減することができた。

b 問題点

子育て世代包括支援センターにおいて、地域の中で子育て支援を行う機関や団体も含めたネットワークが十分とは言えない。また、核家族化の進行などにより、子育てに不安を感じている保護者に対する支援の必要性は依然として高く、ニーズに最大限応えきれていないことがある。

c 令和5年度の主な事業

子ども・子育て支援連携体制促進事業として、令和5年度から市内2地区で子育て家庭が地域の中で安心して生活できるように、利用者支援専門員が中心となり、地域の中で子育て支援を行う団体等とのネットワークづくりを推進し、地域の実情に沿った連携体制を実践しながら構築することとしている。

また、子育て支援センターについて、未設置区域解消のため、新たに1か所設置する。

(イ) 取組方針⑤ 経済的支援の実施

子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成など、既存の経済的支援を実施することとしている。

a 令和4年度の成果

子ども医療費助成と子育て世帯へ臨時特別給付金を支給するなどの経済的支援を行ったことで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。

b 令和5年度の主な事業

子ども医療対策事業では、子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、保険診療に係る自己負担額が医療取扱機関ごとに1日上限800円、一月上限1,600円となるよう、医療費の一部を助成しているが、令和5年度からは、高校生世代について新たに対象を拡大している。

(ウ) 取組方針⑦ 子どもが遊び、学ぶ場の充実

a 令和4年度の成果

令和4年10月に全天候型子ども遊戯施設「あぐりドーム」をオープンした。年間利用者数の目標を10万1,000人としていたが、オープンから約10か月を経過した令和5年8月末現在で、既に12万2,115人と目標を達成しており、子どもが遊び、遊ぶ場の充実につながった。

b 問題点

あぐりドームは曜日によって予約を取りにくいことがあり、利用者のニーズに最大限応えられていない。

c 今後の取組方針

利用者からの意見や指定管理者の提案を取り入れながら運営の改善に努めていく。

(エ) 取組方針⑧ 子育てを総合的に支援するための拠点の整備

子どもや子育て家庭を総合的に支援する拠点となる「こどもセンター」の整備を進めることとしている。

a 令和4年度の成果

新市庁舎2階にイーカオプラザを設置したことにより、(仮称)こどもセンターに求めようとしていた機能のうち、健診・相談などの一部が実施でき、利用者の利便性につながった。

b 今後の取組方針

イーカオプラザの利用状況を見極めながら、(仮称)こどもセンターの必要性、役割等について、市民ニーズ調査等を踏まえて検討していく。

(オ) その他

上記のほか、妊産婦への支援と同様に取組方針①「地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進」、③「子育てに関する情報の収集・発信の充実」、⑥「子育てに関する情報の収集・発信の充実」の取組を進めることとしている。

ウ 個別施策 F 4-4 子どもを育てやすい環境の充実を図ります

2025年度に目指す姿を「子育て家庭が充実した保育サービスを受けている。」としている。成果指標としている待機児童数については、令和元年度からゼロ人を継続している。また、保育内容に満足している保護者の割合については、令和7年度における目標値80%に対し、令和4年度は89%と目標値を上回っている。

(ア) 取組方針① 保育の量の確保・サービスの充実

a 令和4年度の成果

保育所等の施設整備により保育所において定員が20人分増加し、待機児童の解消につながっている。また、障害児や医療的ケア児の支援などの保育サービスの充実を図るため、延長保育、障害児保育等を実施している保育所等や医療的ケア児を受け入れている保育所等に対し助成を行い、受入体制が一部整ったことで、子育て環境の向上につながっている。

b 問題点

年度途中の入所希望児童については、可能な限り受入れを行っているものの、希望する地域や施設に偏り等があることから、年度末に向けて待機児童が発生している。また、医療的ケア児については、専任看護師の確保が困難などの理由により、受入体制が整わない事例が生じている。

c 今後の取組方針

定員増を伴う施設整備については、今後の保育の量の見込みや保護者のニーズ等を見極めた上で実施し、老朽施設の整備については、引き続き必要な助成を実施し、安心・安全な保育環境の整備を進める。また、医療的ケア児に係る潜在的なニーズの検証を行うなど、必要な支援策を検討し、受入体制の安定化を図る。

d 令和5年度の主な事業

(a) 民間保育所等運営費補助金

民間保育所などの、乳児受入れ促進雇用やアレルギー児対応、保育士処遇改善などの運営に係る経費の一部を補助する。

(b) 医療的ケア児保育支援費補助金

たんの吸引等の医療的ケアが必要で、保育を必要としている児童について、健常児とともに保育を行うため、専任で医療的ケアを行う看護師を雇用する保育所等に補助金を交付する。

(c) 病児・病後児保育費

病気またはその回復期にある乳児・幼児または小学校に就学している児童で、保護者の就労等により、集団保育及び家庭で保育できない場合、その児童を一時的に保育するため、医療機関等に委託して行う事業で、安心して子育てできる環境を保護者に提供している。

(イ) 取扱方針② 保育の質の向上

保育士、幼稚園教諭等の研修支援や処遇改善等を行うとともに、働きやすい職場環境の整備を推進するなど、関係機関と連携しながら、保育の質の向上を図ることとしている。

a 令和4年度の成果

職員への研修により、教育・保育に必要なスキルが身につくことで、職員の資質の向上が図られた。また、研修会を通じて、先進事例や他の施設の状況を共有することで、各保育所等において、働きやすい職場づくりへの気づきや実践への動機づけにつながっている。

b 問題点

研修については、全施設の参加には至らなかったこと、また、保育士等の労働環境については、人員不足などにより、直接子どもと接しない業務に時間と人員が割かれている実態がある。

c 今後の取組方針

引き続き研修への助成を実施団体に対し行うとともに、各施設が研修会に参加しやすくなるような方法を検討する。また、保育士等の業務負担を軽減し、子どもと向き合った保育がより実践できる労働環境を整える。

d 令和5年度の主な事業

保育士等サポート事業費補助金において、保育士の周辺業務の補助を行う保育補助者の雇用経費への補助を行い、保育士の業務負担軽減と、本来の子どもと向き合った保育の実践による保育の質の向上等を図る。

以上を踏まえ、乳幼児への支援について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 子どもの医療費の助成事業について、完全無償化の実施に向けて取り組んでほしい。
- より充実した保育士の配置になるように、配置基準の見直しについて、現場の声を市としても国に届けてほしい。
- 高校生の子どもの福祉医療費の償還払いについては、現物給付を導入してほしい。
- ハートセンターでの診察・療養までの待ち期間が長くなっているため、人員を増やすなどの改善をしてほしい。
- 保育所等への送迎に対する補助をはじめとする医療的ケア児とその家族への支援について、ニーズをきちんと把握し、県ともよく協議をして拡充してほしい。
- 病児・病後児保育施設については、引き続き関係団体との協議を行い、施設の拡充に向けて取り組んでほしい。
- 就職先を探している保育士や入園先を探している親の不安感の解消につながるようホームページ等による市立保育所の情報発信に注力してほしい。
- 地域包括支援センターは市内20か所の圏域にあるが、子育て支援センターについても同様の地区割りで設けてほしい。
- こどもセンターは、複合的な機能を備えることにより、子どもたちが利用しやすい環境となるよう検討を進めてほしい。
- 家事支援については、現在行っている事業の積極的な広報に努めるとともに、対象者の拡大についても検討してほしい。

3 課題を抱えたこども等への支援について

(1) 子どもたちを取り巻く課題について

ア 児童虐待

(ア) 長崎市における現状

令和4年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は21万9,170件で、過去最多となったことが発表された。本市の相談対応件数は、410件となっている。

(イ) 長崎市の取組

a 児童虐待防止対策事業

児童虐待のおそれのある支援が必要な家庭への相談対応を行うとともに、児

童福祉法に基づく長崎市親子支援ネットワーク地域協議会において関係機関との情報共有や役割分担をし、同じ対応方針の下、支援を行っている。本協議会は、事務局である子育てサポート課をはじめ、司法や警察、医療関係機関、教育関係団体、保育・幼児教育関係団体、地域福祉関係団体などの子どもに係る様々な機関・団体で構成されており、令和4年度は、代表者会議を1回、実務者会議を11回、個別ケース会議を485回開催し、個別ケース会議の対象児童数としては、おおむね300人であった。

b 子育て世代包括支援センター運営事業

本市では、令和4年度から母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」が一体となり、妊娠期から子育て期にわたる家庭への支援を行うとともに、複雑及び深刻化する児童虐待等の問題に専門的に対応している。また、令和6年4月から市町村において、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置が努力義務とされており、本市においても、現在、こども家庭センターの在り方について検討を進めている。

c 養育支援訪問事業

児童虐待を未然に防ぐため、出産後間もない時期や様々な要因により養育が困難になっている家庭に対して、保健師等による専門的指導や助言を行っている。

d 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等のいる家庭を訪問支援者が訪問し、支援者による家事支援や育児支援を行っている。

e 子育て短期支援事業

児童を養育している保護者の疾病、仕事、あるいは育児疲れなどの事由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間養育している。令和5年8月からは、乳児の受入先として、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を1施設追加し、現在5施設で行っている。

イ いじめ

(ア) 長崎市における現状

文部科学省の調査による令和4年度のいじめの件数は、本市の小学校で343件、中学校で120件であった。令和元年度と比較して、全国のいじめの件数は増加しているが、本市の学校におけるいじめの件数は減少している。

(イ) 長崎市の取組（こども部の取組）

a 子どもを守る取組推進事業

いじめ、児童虐待、体罰等に対する相談体制等の整備や子どもを守る連絡協議会の開催、専門的な見地から調査審議を行う子どもを守る専門委員会を設置している。また、広報・啓発として、市内の小中学校に在籍する児童等に対し、相談先を記載したイーカオ相談カードを配布するとともに、NPO法人による「いじめ防止子どもワークショップ」を令和4年度は市内10校で実施した。

ウ ヤングケアラー

(ア) 長崎市における現状

長崎県の実態調査によると、令和3年度において、本市では小学生・中学生合わせて75件、令和4年度が55件となっている。

(イ) 長崎市の取組（こども部の取組）

a 子育て世帯訪問支援事業

ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援者が訪問して、家事や育児の支援を行う事業を令和5年度から実施しているが、現時点でヤングケアラーのいる家庭の利用はあっていない。

(2) 課題を抱える家庭等への支援について

ア 貧困

(ア) 長崎市における現状

世帯の収入水準により算定した全世帯数に占める貧困世帯の割合によると、本市の貧困率は10.8%で、家族形態別に見ると、ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯が36.2%となっており、ひとり親世帯の貧困率が高い状況となっている。

(イ) 長崎市の取組

a 子どもの貧困対策推進計画策定費

令和4年度に「長崎市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援、生活の安定に資するための支援などの重点施策を総合的に推進していくこととしている。

b 子ども食堂開設応援事業

地域で子ども食堂の開設を検討している方へ運営を熟知したアドバイザーを派遣し、相談内容に応じた助言や情報提供等を行っている。

イ ひとり親家庭

(ア) 長崎市における現状

令和2年の国勢調査によると、本市のひとり親世帯数は3,148世帯、総世帯数に占める割合は1.7%で、全国の1.3%と比較すると高い割合となっている。また、ひとり親家庭の就業率は、母子家庭、父子家庭とも90%前後と一定高くなっている。

るが、正規職員または正規従業員としての就業率の割合で見ると、母子家庭が50.5%、父子家庭が67.9%で低い状況にある。

(イ) 長崎市の主な取組

a 母子父子福祉指導事業

ひとり親家庭の親等の相談に応じ、自立に必要な指導や助言を行うとともに必要な支援につないでいる。

b ひとり親家庭等自立促進センター事業

ひとり親家庭の親等を対象に、就業に関する相談やカウンセリングのほか、就業に役立つセミナーや講習、弁護士等の専門相談などを実施している。

c ひとり親家庭自立支援助成事業

ひとり親家庭の親のよりよい就業に向けた能力開発を支援するため、指定の講座の受講費用を支援する自立支援教育訓練給付金と、指定の資格を取得するための養成機関での授業料等を支援する高等職業訓練促進給付金を支給している。

d 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等に対して、事業開始資金や修学資金、生活資金、住宅資金などの必要な資金の貸付けを行っている。

e ひとり親家庭・寡婦医療対策事業

ひとり親家庭の親とその子どもなどを対象に医療費の助成を行っており、保険診療に係る自己負担額から医療取扱機関ごとに1日上限800円、一月上限1,600円を差し引いた額を助成している。

f 母子生活支援施設白菊寮運営事業

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに自立促進のためにその生活を支援するもので、施設の運営は指定管理者で行っている。

g 放課後児童健全育成事業（利用料減免）

放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭等の利用料を減免している。

以上を踏まえ、課題を抱えたこども等への支援について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 児童虐待については各部局の連携が必要であるため、これまで以上に連携を強めてほしい。
- 子ども食堂について、食材の保管場所等に苦慮しているとの話を聞くので、支援を検討してほしい。
- 子ども食堂の取組により、福祉につなげていかなければならないケースの情報が上がってくるように、施設との連携を図ってほしい。
- ご飯に困る子どもたちをなくしていくためには、把握をすることが第一であるため、

助けを必要としているところに支援が届くように様々な手法をしっかりと検討してほしい。

- 白菊寮の利用者について、特定妊婦などにも対象を広げる検討を行ってほしい。

4 委員会からの提言

以上、本委員会の調査項目についてまとめたが、子育て世帯のニーズを把握するために実施している子育て支援アンケートについては、寄せられた意見について可能な限り改善につなげるとともに、要望の多い第2子以降の保育料の無償化をはじめとする経済的支援の充実については、早期の実現に向けて取り組まれない。

また、妊娠・出産・子育てに関する相談については、引き続き全数面接などの面談を丁寧に行うとともに、子育て支援センターの相談機能の充実に取り組まれない。

あわせて、情報発信等については、リニューアルを予定している長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」について、求める情報にたどり着きやすいページ構成や、市が行っている事業のアピールなどに努めるとともに、窓口が開いていない時間でも、子育て等に関する悩みを解決できるよう様々な手段でホームページへ誘導するなどの取組を進められない。

次に、全天候型子ども遊戯施設「あぐりドーム」については、多くの人ができるよう受入数や予約の在り方を検討するとともに、指定管理者と密に連携を図られない。

さらに、課題を抱える子どもへの支援については、いじめを受けていることやヤングケアラーであることを周りに言い出せない子どもたちが助けを求めやすいような相談体制等の充実を図るとともに、子どもの居場所づくりについては、子ども食堂を含め、民間で活動を行う団体等と連携し、活動に取り組みやすい環境づくりを広く検討されたい。

最後に、各部局で連携を取りながら、まちの子育てのビジョンを明確にしたまちづくりを進めるとともに、子育て施策は市長も施政方針において「新ナガサキビジョン」の柱としていることから、全庁的に最優先課題として捉え、必要な支援へつなげられるよう取り組まれない。

理事者におかれては、委員会における調査の過程で各委員から出された意見・要望を踏まえ、関係者間で連携及び十分に情報共有し、子育て世帯に選ばれ、子育てしたくなるまちの実現に向け引き続き取り組まれることを要望する。